

鳥取市人権施策基本方針(第2次改訂)取組状況

令和3年度 主要な人権施策の取組

基本的施策	事業等取組状況	R3実績	R2実績
1 人権啓発			
すべての人々が、あらゆる差別や人権問題を自らの課題として受け止め、日常の人権問題に敏感に気づくような感性を育み、様々な場面に生かすことができるよう人権意識の高揚を図ります。また、関係機関や市民団体との連携による各種集会や講演会、研修会等を継続して開催することで、人権教育・啓発の一層の推進に努めます。			
(1)市民に対する啓発			
①市民集会等の開催 鳥取市人権教育協議会や関係団体と連携し、「人権尊重社会を実現する鳥取市民集会」を開催するほか、各総合支所や各人権福祉センターにおいても様々な人権に関する研修会や講演会を開催。	・鳥取市民集会 コロナ感染対策のため中止 ・各支所主催研修会5支所実施 (河原、佐治、気高、鹿野、青谷) 参加者数 計408人	・鳥取市民集会 コロナ感染対策のため次年度に延期 ・各支所主催研修会 2支所実施(青谷、佐治) 参加者数 計95人	
②人権とっとり講座の開催 様々な人権問題について市民に学習の機会を提供することを目的に、毎年テーマを決め講座を開催。	テーマ「人権をスポーツで考える」 ・6講座1講演 計7回 ・参加者数 計476人	テーマ「みんなの幸福追求権～ともに地域で生きていくために～」 ・6講座1講演 計7回 ・参加者数 計914人	
③人権教育推進員による啓発活動 市民への人権教育・啓発を行うため人権教育推進員12名を配置、企業や地域の研修会に派遣し、講師・指導助言を行い、人権教育・啓発の推進を図っている。	・企業研修派遣回数 55回 ・地区研修会派遣回数 97回 コロナ禍により集合研修の代わりに資料配布等工夫して実施	・企業研修派遣回数 55回 ・地区研修会派遣回数 98回 コロナ禍により例年の約半数。集合研修の代わりに資料配布等工夫して実施	
④人権標語・ポスターの募集・掲示 人権に関する標語・ポスターを学校や企業から募集し、人権を尊重する意識の高揚を図るとともに、作品を市内の主要な場所に掲示して人権啓発を図る。	・12/4人権フォーラムにて表彰式 ・市公共施設、小中学校等、保育園、地区公民館などにポスター掲示	・11/29人権フォーラムにて表彰式	
⑤広報誌・啓発冊子等による啓発 ・市報「シリーズ@じんけん」隔月掲載(偶数月) ・FM鳥取「人権啓発放送」隔月放送(奇数月) ・広報誌「センターだより」毎月発行。ホームページ掲載 ・啓発冊子の購入「月間ヒューマンライツ」「月間部落解放」等 ・啓発リーフレット発行	[テーマ] 成年後見制度、生活困窮者自立支援、男女第4次かがやきプラン、ヘイトスピーチ、部落差別解消推進法等 年6回掲載 年6回放送 人権福祉センター10カ所 庁内各部各支所配布 LGBT啓発冊子「ありのままのわたしがいい」5,000部 「鳥取市社会人権教育・啓発推進の手引き」150部(隔年)	[テーマ] 本人通知制度、子ども食堂、ハンセン病、パワーハラスメント、男女共同参画等 年6回掲載 年6回放送 人権福祉センター10カ所 庁内各部各支所配布 「STOP! コロナ差別!」10,000部	
⑥公益財団法人鳥取市人権情報センターとの連携・活用			

基本的施策	事業等取組状況	R3実績	R2実績
	人権情報センターは人権に関する専門機関として、センターの特色である市民参加型の手法を取り入れながら、市からの人権とっとり講座やネットモニタリング等の業務委託をはじめ、専門性を活かした様々な研修会や市民団体への活動支援等の事業を実施している。	連携事業 ・人権とっとり講座、人権フォーラム ・ネットモニタリング ・@じんけん、啓発冊子等へのアドバイザー ・市人権教育推進員の派遣	連携事業 ・人権とっとり講座、人権フォーラム ・ネットモニタリング ・@じんけん、啓発冊子等へのアドバイザー ・市人権教育推進員の派遣
(2)地域への啓発	①鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会等の支援 地域に根ざした人権教育を推進するため、市民の自主的活動を推進する目的で、鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会の支援、各地区同和教育推進協議会等（52地区）の活動強化を図っている。 ②地域の指導者の養成 ・地域の指導者養成の一環として、地区同推協等会長研修会、地区人権啓発推進員研修会を開催している。 ・「鳥取市社会人権教育・啓発推進の手引き」を指導者用として各地区に隔年で配布し活用を図っている。（令和3年度配布）	・連合会関係会議 総会5/14開催、理事会6回開催 ・小地域懇談会参加者数3,354人 ・会長研修会 6/25 参加者数 47人 ・地区人権啓発推進員研修会 第1回 中止 第2回 12/10、11 参加134人	・連合会関係会議 総会「書面表決」、理事会6回開催 ・小地域懇談会参加者数4,625人 ・会長研修会 6/26 参加者数 47人 ・地区人権啓発推進員研修会 第1回 7/11、12 参加者162人 第2回 中止
(3)企業への啓発	①研修会の開催 鳥取市人権教育協議会の企業部会会員を主な対象とした企業人権問題研修会を開催。代表者、推進員、社員を対象に各研修会を実施している。 ②企業訪問 ・市の人権教育推進員が企業を訪問し、人権研修会の計画策定や研修実施について支援を行う。 ・鳥取市人権教育協議会企業部会への加入促進	・代表者対象研修会 6/4 ・企業人権啓発推進員対象研修会 10/7、10/8 参加者数276人 ・社員対象研修会 2/10 参加者数 48人 ・訪問企業数 34社 ・新規加入 12社 ・令和3年度末 会員数399社	・代表者対象研修会 中止 ・企業人権啓発推進員対象研修会 10/1、2 参加者数270人 ・社員対象研修会 2/12 参加者数 57人 ・訪問企業数 57社 ・新規加入 2社 ・令和2年度末 会員数388社
2 相談支援の強化			
市民の多様で複雑な人権相談に対応するため、支援制度や相談窓口の周知に努めるとともに、国県と連携を図りながら相談員の専門性向上・資質向上に取組む。また、人権問題の相談は、同時に生活困窮や福祉、就労、教育、住宅等の分野に渡る場合があり、当事者本人に寄り添った個別的・包括的・継続的な相談支援に努めます。			
(1)人権福祉センターの相談支援	①人権福祉センター相談支援事業 市内に中央人権福祉センター含む10センターを配置し、相談支援業務を中心に事業を実施している。人権相談や生活上の様々な困りごと相談を職員または希望により専門相談員（カウンセラー・弁護士）が受け、問題解決のための支援を行っている。 ②相談支援担当者会の実施 人権尊重の視点での相談者対応を行うため、各人権福祉センターの相談担当職員、鳥取市社会福祉協議会の生活支援コーディネーターを対象に毎月1回開催。各センターが受けた具体的事例や相談内容を参	・リモート面談環境の整備 【人権相談】延べ1,398件 【生活相談】延べ1,522件 ・事例（成果、課題等）、支援の方策、他機関連携（8回）	・パネル設置等相談ブースの整備 ・館内のネット環境整備 ・多言語音声翻訳機の配備 【人権相談】延べ1,442件 【生活相談】延べ1,426件 ・事例（成果、課題等）、支援の方策、他機関連携（12回）
(2)相談窓口の周知	①各種相談窓口の周知 ・市報、市ホームページ、センターだより、各種チラシなどによる情報発信	各種チラシやセンターだよりの作成、市HP・市報に掲載	各種チラシやセンターだよりの作成、市HP・市報に掲載

基本的施策	事業等取組状況	R3実績	R2実績
	②人権交流プラザの利用促進 ・ホームページ掲載やリーフレット等の配布により、施設の利用促進を図り、相談窓口の周知に繋げる。	・人権交流プラザ利用者実績 11,540人/年	・人権交流プラザ利用者実績 1,252人/年 ※外壁改修工事により令和2年6月～令和3年2月貸館中止
(3)相談員の資質向上	①隣保館連絡協議会との連携 全国および県内の隣保館と相互連携を強化し、情報交換や各種研修会参加により職員の資質向上、スキルアップを図る。 ②各種研修会参加 その他内部組織や外部の関係機関が開催する人権に関する研修会等に相談員を参加。	【受講研修名】 ・全国隣保館協議会中国ブロック学習会 ・中国ブロック隣保館連絡協議会スキルアップ研修会 ・アンガーマネジメント研修 ・性的マイノリティ支援相談員人材育成研修等 【全てオンライン】	【受講研修名】 ・第51回部落解放人権夏季講座 ・第37回生活困窮者自立支援全国研究交流大会 ・第57回全国隣保館職員中国ブロック研究会 【全てオンライン】
3 人材育成の取り組み			
本市の職員を対象に、さまざまな機会を捉えて人権に関する研修を実施しながら、人材育成に取り組みます。地域・職場等においては関係機関と連携して人材育成プログラムの作成ならびに研修等を行い、人材育成に努めます。			
(1)市職員の人権研修	○職員対象人権問題研修会（若手職員対象） ○人権ととり講座への職員派遣 ○県外研修会、全国集会への職員派遣	テーマ「インターネット問題」 1/19（中止） （課長級以上）参加者数計113人 受講人数 4人 （オンライン受講、派遣なし）	テーマ「同和問題」 11/18 参加人数 61人 （課長補佐級）参加者数計137人 受講人数 4人 （オンライン受講、派遣なし）
(2)地域・職場の人材育成	人権ととり講座、市民集会等さまざまな研修会を開催することで学ぶ機会を提供し、地域・職場で人権教育・啓発の取組を推進する人材の育成を図っている。また各地区同推協や各企業に配置された人権啓発推進員対象の研修会への参加。	・地区人権啓発推進員研修 参加者数 134人（再掲） ・企業人権啓発推進員対象研修 参加者数 276人（再掲）	・地区人権啓発推進員研修 参加者数 162人（再掲） ・企業人権啓発推進員対象研修 参加者数 270人（再掲）
4 人権擁護の推進			
国・県等の関係機関と連携し、差別や人権侵害事象に迅速な対応をするとともに、被害を受けた人が自立に至るよう総合的な支援に努めます。			
	○人権擁護委員協議会活動を支援し、人権擁護委員との連携を図りながら人権啓発活動を行う。 ○人権擁護委員による特設人権相談所の設置・広報 ○人権週間（12/4～12/10）の広報 ○全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間広報 ○ネットモニタリングの実施 ○相談支援窓口「人権福祉センター」の体制充実、相談員の資質向上	・啓発物品配布・人権の花等啓発活動、広報誌・町内放送・広報車巡回による広報活動等 ・さざんか会館、各総合支所に特設人権相談所を設置 ・削除要請95件（うち削除実績14件）	・啓発物品配布・人権の花等啓発活動、広報誌・町内放送・広報車巡回による広報活動等 ・さざんか会館、各総合支所に特設人権相談所を設置 ・削除要請 115件（うち削除実績 29件）

人権施策推進関連事業 令和3年度事業実績および令和4年度事業計画一覧表

分野	No.	事業名	担当課	事業概要(目的)	令和3年度事業取組	令和3年度事業実績	令和4年度事業計画	事業継続(選択)
鳥取市人権施策基本方針(第2次改訂)								
全般(同和)	1	鳥取市人権情報センター補助事業	人権推進課	・公益財団法人鳥取市人権情報センターの運営補助 センターの特色である市民参画型の手法を取り入れながら、さまざまな人権問題に関する取組みを推進するとともに、人権問題の解決を図る市民運動に対する支援を行なうことにより、差別のない人権尊重都市鳥取市の実現に寄与することを目的としている。	人権に関する情報の収集・提供事業、調査・研究事業、啓発・相談事業等を実施している団体に補助金を交付することにより、様々な人権課題に対応し本市の人権啓発の推進を図る。	・センターが実施する事業である人権のつどいや各研究部会の開催、市民活動の支援、機関誌発行等に対し補助を行い、各人権課題への対応について連携を図ることで本市の人権啓発推進の取組を行った。 補助額 30,447千円	複雑化する人権課題に対応するよう社会情勢の変化を踏まえながらセンターと連携を図り、センターが実施する効果的な運営を引き続き支援する。	継続
全般(同和)	2	市民集会等開催事業	人権推進課	・同和問題をはじめとするあらゆる人権課題の解決につなげ推進するよう、本市の人権啓発・教育の柱として、市民集会を開催する。 ・新市域においても各総合支所が中心となり人権集会や各人権講座を実施し市全体で人権啓発に取り組み。	「人権尊重社会を実現する鳥取市民集会全体会分科会」、「各支所町民集会」を開催する。	・第47回人権尊重社会を実現する鳥取市民集会 コロナ感染対策のため中止 ・各町民集会(国府・福部・用瀬中止) 参加者数 計408人	「人権尊重社会を実現する鳥取市民集会全体会分科会」、「各支所町民集会」を開催する。	継続
全般(同和)	3	鳥取市人権教育協議会補助事業	人権推進課	・鳥取市人権教育協議会の補助 ・人権教育の推進を通じて様々な人権課題の解決を図ることを目的とする。	様々な人権課題の解決を図ることを目的に人権教育推進活動を行う団体に補助金を交付することにより、本市の人権啓発の推進を図る。	・市人教だより全戸配布、各部会活動等の実施に対し補助を行い、本市の人権啓発推進を図った。 補助額2,855千円	様々な人権課題の解決を図ることを目的に人権教育推進活動を行う団体に補助金を交付することにより、本市の人権啓発の推進を図る。	継続
全般(同和)	4	市人権啓発推進協議会連合会補助金	人権推進課	・鳥取市人権啓発推進協議会連合会の補助 ・同和問題をはじめあらゆる人権課題の解決に向けて、地域に根差した人権教育をさらに推進していく。	・連合会の活動に対して補助することにより、各地区同推協等の諸活動を充実させ、市全体の人権啓発を推進していく。 ・各地区同和教育推進協議会等への活動助成 ・地区人権啓発推進員の育成・各ブロックの研修会	・各地区同推協への活動助成 52地区 ・地区人権啓発推進員対象全体研修 参加者数134人 ・各ブロック全体研修会 7ブロック実施	・連合会の活動に対して補助することにより、各地区同推協等の諸活動を充実させ、市全体の人権啓発を推進していく。 ・各地区同和教育推進協議会等への活動助成 ・地区人権啓発推進員の育成・各ブロックの研修会	継続
全般	5	地区公民館生涯学習事業(人権啓発事業)	生涯学習・スポーツ課	地域の中で尊重し合い共に生きるための人権尊重の意識を高めることを目的に、人権啓発推進事業を実施する。 ・地区公民館62館(内分館1館)の事業費	地域の人材を育てるひとづくりを目的に、地域の人々が集い交流し合う機会を充実させる。 各地区公民館にて計画及び実施 ・人権を総合的に学ぶ事業 ・人権行事への参加 ・個別の人権課題に対しての正しい知識を身につける学習機会の提供 ほか	各地区公民館が地域の実態に応じた人権啓発推進事業を目的をもって計画し、事業を実施した。ただし、新型コロナウイルス感染症対策のため、参加人数の制限などの規制により全体として参加人数が減少した。 事業開催数 延べ142件 参加人数 延べ2,141人	地域の人材を育てるひとづくりを目的に、地域の人々が集い交流し合う機会を充実させる。 各地区公民館にて計画及び実施 ・人権を総合的に学ぶ事業 ・人権行事への参加 ・個別の人権課題に対しての正しい知識を身につける学習機会の提供 ほか	継続
全般	6	人権に関する職員研修	職員課	職員一人ひとりが人権に関する正しい理解と認識を深め、相手の立場を尊重し、差別のない職場や社会を目指す。	・人権とっとり講座に計画的(対象:課長級職員)に参加受講する ・ハラスメント防止研修は新任管理職と係長級職員、ハラスメント防止委員を対象に実施予定	・人権とっとり講座 対象:課長級と会計年度任用職員 参加者83名 ・ハラスメント防止研修 対象:各所属長、主任級職員、ハラスメント防止委員 参加者235名	・人権とっとり講座に計画的(対象:主事級職員)に参加受講する ・ハラスメント防止研修は所属長と課長補佐、主任級職員で見受講の者、ハラスメント防止委員を対象に実施予定	継続
全般(同和)	7	人権福祉センター地域福祉事業	中央人権福祉センター	・様々な生活課題を抱える人、社会的孤立の状態にある人に対して社会参加を促す活動を行い福祉の増進を図る。 ・併せて地域福祉を担う人材を育成する。	・主に高齢者や障がい者等を対象に、日常生活訓練、社会適応訓練、創作・軽作業、介護技術指導等を実施する。 ・地域福祉デイサービス、家族介護講座、手話教室等 ・介護職員初任者研修、傾聴力養成講座等	・生活上の課題を抱え社会的支援が必要な高齢者及び障がい者等を対象に当事業を実施し、参加者の自立や生きがいを高める活動を図った。 講座開催回数 計395回 参加人数 計5,369人	・主に高齢者や障がい者等を対象に、日常生活訓練、社会適応訓練、創作・軽作業、介護技術指導等を実施する。 ・地域福祉デイサービス、家族介護講座、手話教室等 ・介護職員初任者研修、傾聴力養成講座等	継続
全般(同和)	8	人権福祉センター地域交流促進事業	中央人権福祉センター	地域住民のニーズを的確に把握し地域課題の解決を図るため、より効果的な地域交流が図られる講座を実施し、地域住民相互の理解と交流を一層促進する。	・人権と福祉のまちづくり講座 ・地域交流促進講座	・地域住民のニーズの把握に努め、効果的な地域交流を図ることができる講座を実施。 講座開催回数 計235回 参加人数 計3,497人	・人権と福祉のまちづくり講座 ・地域交流促進講座	継続
全般(同和)	9	人権福祉センター継続的相談援助事業	中央人権福祉センター	・複合的に困難を抱える人に対し、専門相談員が継続的・個別的・包括的な相談支援を実施する。 ・センター来所者への情報提供や訪問活動により、社会的支援が必要な対象者の早期発見、支援を行う。	・センター利用者への情報提供、訪問活動等 ・専門相談事業(カウンセラー・弁護士)	・人権福祉センター利用者への情報提供や訪問活動等(アウトリーチ)により、生活上の課題を抱え社会的擁護が必要な対象者の発見・支援とともに、適切に専門家(カウンセラー、弁護士)に繋ぐなどのコーディネートを行った。相談支援573件	・センター利用者への情報提供、訪問活動等 ・専門相談事業(カウンセラー・弁護士)	継続
第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン(R3~R7)								
男女共同参画	10	男女共同参画登録団体補助事業	男女共同参画課	登録団体が行う男女共同参画推進に関する広報・研修等の活動支援。	男女共同参画登録団体への活動費補助(予算額:570千円)	事業実績:延べ9件、7団体に計411千円補助	登録団体が行う男女共同参画推進に関する広報・研修等の活動費を補助(予算額:570千円)	継続
男女共同参画	11	男女共同参画啓発講座開催事業	男女共同参画課	男女共同参画の推進に関する啓発講座の実施	鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」を拠点とする啓発講座の開催	企画:25講座(県共催含む) 実施:21講座(新型コロナウイルス感染症対策により減) 参加者:448人(因幡・但馬麒麟のまち連携中核都市圏連携推進協議会等)等	第4次鳥取市男女共同参画かがやきプランに沿った内容を中心に約25講座実施予定	継続
男女共同参画	12	女と男とのハーモニーフェスタ事業	男女共同参画課	女性の積極的な社会参画意識の高揚と男女共同参画に関する市民の意識啓発を図る。	以下の内容で実施予定 日時:令和3年10月3日(日) 場所:男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」(鳥取大丸5階)及び、バードハット 内容:講演、ワークショップ等 入場者数:510人	以下の内容で実施 日時:令和3年10月3日(日) 場所:鳥取大丸5階及び、バードハット 内容:講演(石川達之氏)、ワークショップ等 入場者数:510人	以下の内容で実施予定 日時:令和4年10月1日(土) 場所:鳥取大丸5階外 内容:講演、ワークショップ等	継続
男女共同参画	13	家庭・婦人相談員設置事業	こども家庭相談センター	家庭内の問題について相談・支援を行い、安全・安心な生活の確保、児童の健全な育成を促す環境を提供する。	専任の職員を配置し、面接、電話、訪問等による家庭・女性相談を実施する。	・専任相談員3名を配置し、家庭内の問題(DV相談、養育相談など)について、相談・支援を行った。 相談件数 延べ1,399件	専任の職員を配置し、面接、電話、訪問等による家庭・女性相談を実施する。	継続
第6期鳥取市障がい福祉計画・第2期鳥取市障がい児福祉計画(R3~R5)								
障がい	14	相談支援事業	障がい福祉課	市内6箇所の指定相談支援事業所に本市の相談支援事業を委託し、障がいのある人が地域で安心して生活していくために必要となる各種サービス利用等のための相談支援・調整等を行う体制を整備し、障がいのある人の地域生活の定着及び移行を積極的に推進する。	基幹相談支援事業所1か所及び8か所の指定相談支援事業所に相談支援業務を委託し、障がいのある方の生活支援や就労支援のための障害福祉サービス等に関する情報提供やアドバイスなどを実施する。	相談対応件数 34,994件(指定相談支援事業所8か所)	基幹相談支援事業所1か所及び8か所の指定相談支援事業所に相談支援業務を委託し、障がいのある方の生活支援や就労支援のための障害福祉サービス等に関する情報提供やアドバイスなどを実施する。	継続

分野	No.	事業名	担当課	事業概要(目的)	令和3年度事業取組	令和3年度事業実績	令和4年度事業計画	事業継続(選択)
障がい	15	重度障がい者(児)タクシー料金助成事業	障がい福祉課	重度障がい者の日常生活の利便向上と社会参加の拡大を支援するため、タクシー料金の一部を助成する利用券を交付し、障がい者福祉の増進を図る。	引き続き、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者で所得税及び住民税非課税の者を対象として、月4枚(申請月に応じて交付) 1枚あたり、初乗り運賃相当額(650円を限度)	交付者数:956人 交付枚数:16,245枚	引き続き、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者で所得税及び住民税非課税の者を対象として、月4枚(申請月に応じて交付) 1枚あたり、初乗り運賃相当額(650円を限度)	継続
障がい	16	障がい者成年後見制度利用支援事業	障がい福祉課	認知症高齢者や知的障がい・精神障がいのある方など判断能力が十分でない人が、一方的に不利な状態にならないよう、裁判所から選任された人(成年後見人等)が本人に代わって保護し本人の権利を守る。	・市長が家庭裁判所に成年後見の開始を申し立てる。 ・被後見人が資力のない場合に後見人報酬を助成する。 ・鳥取市権利擁護支援センターの運営補助	市長申立件数 7件 成年後見報酬助成件数 41件 申立て費用補助1件	・市長が家庭裁判所に成年後見の開始を申し立てる。 ・被後見人が資力のない場合に後見人報酬を助成する。 ・鳥取市権利擁護支援センターの運営補助	継続
第2期鳥取市子どもの未来応援計画(R4~R8) 第2期鳥取市子ども・子育て支援事業計画(R2~R6)								
子ども	17	地域子育て支援センター管理費(子育て相談事業)	こども家庭課	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置し、子育ての不安等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。来所、電話での相談・援助を随時実施し、必要に応じて関係機関との連携を図る。	・子育て等に関する相談、援助の実施 ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	鳥取市 子育て支援センター 14施設(内1施設休園) 延べ利用者数 36,825人 子育て支援センター担当職員研修を実施 12人参加	・子育て等に関する相談、援助の実施 ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	継続
子ども	18	子どもの貧困対策推進事業	こども家庭課	家庭の経済的な環境によって左右されることなく、全ての子ども達が夢と希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困に対する「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」を行っている関係部署・機関等が連携して、子どもの貧困対策の総合的な推進を図る。	・「鳥取市子どもの未来応援計画」に基づき、子どもの貧困対策推進コーディネーターを中心に、関係機関等と連携を図りながら、子どもの貧困対策に取り組む。 ・子どもの貧困対策地域協議会、子どもの貧困対策推進庁内連絡会を開催し、第2期鳥取市子どもの未来応援計画を策定する。	・鳥取市子どもの貧困対策推進庁内連絡会の開催3回 ・鳥取市子どもの未来応援地域協議会の開催1回 ・推進コーディネーターによる小学校・家庭等訪問活動 延べ33件、関係機関との調整等96件 ・第2期鳥取市子どもの未来応援計画策定	・「鳥取市子どもの未来応援計画」に基づき、子どもの貧困対策推進コーディネーターを中心に、関係機関等と連携を図りながら、子どもの貧困対策に取り組む。 ・子どもの未来応援地域協議会、子どもの貧困対策推進庁内連絡会を開催し、関係機関との連携を図る。 ・鳥取市子ども第3の居場所事業を実施する。	継続
子ども	19	子どもの居場所づくり推進事業費	中央人権福祉センター	民間団体が実施する「こども食堂」の立ち上げや運営の支援	・こども食堂の立ち上げに係る経費の補助 ・こども食堂の運営に係る経費の補助	・立上支援活用団体 なし ・運営補助活用団体 15団体15食堂	・こども食堂の立ち上げに係る経費の補助 ・こども食堂の運営に係る経費の補助	継続
子ども	20	子ども家庭支援事業	こども家庭相談センター	児童虐待防止のため関係機関と連携することにより、児童虐待の未然防止及び早期発見、早期対応・支援に取り組む。	児童福祉法に基づく「鳥取市要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関との情報交換や役割分担等の調整を行うことにより、児童虐待防止の支援・対策等の検討を行う。	児童家庭相談に応じるとともに、虐待の未然防止及び早期発見、並びに要保護児童等に対する支援を関係機関と連携して行った。 ・要保護児童対策地域協議会 代表者会議 1回 ・要保護児童対策地域協議会 実務者会議 6回	児童福祉法に基づく「鳥取市要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関との情報交換や役割分担等の調整を行うことにより、児童虐待防止の支援・対策等の検討を行う。	継続
子ども	21	子育て短期支援事業	こども家庭相談センター	保護者の仕事、疾病、その他家庭の事情等で、夜間や休日、また平日の日中(一時的に)、子育てができない場合、児童養護施設において預かりを実施し、保護者の負担軽減を図る。(鳥取こども学園、青谷こども学園に委託して実施)	保護者の仕事、疾病、その他家庭の事情等で、養育が困難となった場合、児童養護施設において以下の預かり事業を実施し、保護者の負担軽減を図る。 ・ショートステイ事業 ・トワイライトステイ事業 ・平日日帰りステイ事業	様々な事情で、家庭での養育が困難な保護者の負担軽減を図るため、児童福祉施設において一時的な短期預かりを行った。 ・ショートステイ事業 延べ280人 ・トワイライトステイ事業 延べ149人 ・平日日帰りステイ事業 延べ11人	保護者の仕事、疾病、その他家庭の事情等で、養育が困難となった場合、児童養護施設において以下の預かり事業を実施し、保護者の負担軽減を図る。 ・ショートステイ事業 ・トワイライトステイ事業 ・平日日帰りステイ事業	継続
子ども	22	魅力と徹底の学力向上推進事業	学校教育課	児童・生徒の基礎・基本事項の定着のため、地域の人材を活用しながら進める「基礎学力定着支援事業」により、「家庭や地域との連携」を図りながら学力向上に努めている。	「魅力と徹底の学力向上推進事業」の一環として「基礎学力定着支援事業」を実施する。全小・中・義務教育学校の児童生徒を対象に、授業後下校までの時間及び長期休業等を利用して基礎学力の定着支援を図る。定着支援者の選定にあたっては、中学校区における人材の連携や地域との連携を積極的に進める。	基礎学力定着支援者を各学校に配置し、児童生徒の基礎的な学習内容及び学習習慣の定着を図った(定着支援者139名、対象児童生徒3,009名、実施回数2,183回)。また、外国籍等日本語教育の必要な児童生徒に対して、日本語の指導はもとより各教科における理解をより深めるための指導をあわせて行うことで、学力の定着を図った(定着支援者2名、対象児童生徒2名、実施回数46回)。	基礎学力定着支援者を全小・中・義務教育学校に配置し、授業後下校までの時間及び長期休業等を利用して学習指導等を実施する。令和4年度からは授業中に学級担任及び教科担任と連携して学習指導等を実施することも可とする。また、日本語指導が必要な外国籍等の児童生徒に対する、日本語指導と合わせた学習指導等も引き続き実施する。	継続
子ども	23	児童生徒支援事業	学校教育課	専門家の活用により、不登校の未然防止や不登校及び不登校傾向の解消に向けた取組を行う。 ①不登校対策専門委員会を行い、対策事業を推進する。 ②不登校対策専門委員会の委員を各学校に派遣し、助言や支援を行う。	・不登校対策専門委員会の実施 ・アドバイザーによる助言指導	・不登校対策専門委員会 2回実施 ・スーパーアドバイザーによる助言指導 3回実施	・不登校対策専門委員会の実施 ・アドバイザーによる助言指導	継続
子ども	24	人権教育推進事業(人権教育研究推進事業)	学校教育課	人権意識を培うための学校教育の在り方について、指定校による実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に資する。	文部科学省が指定する学校がなく、事業予定なし。	文部科学省が指定する学校がなく、事業実績なし。	事業予定なし。	廃止
子ども	25	人権教育推進事業(いじめ防止教育推進事業)	学校教育課	すべての学校教育関係者が学校現場で起こるいじめ問題について適切に対応できるよう、いじめ防止教育の効果的な取組について検討し、資料や研修を通じて学校現場を支援する。また、いじめ防止教育プログラムをもとに、小・中・義務教育学校にいじめ防止教育を推進する。	学校現場で起こるいじめ問題について、すべての学校教育関係者が適切に対応できるようにするため、いじめ防止教育の効果的な取組について検討し、資料や研修を提供することによって学校現場を支援する。「いじめ防止対策ハンドブック」をもとに、小・中・義務教育学校のいじめ防止教育を推進する。	「鳥取市Smileプロジェクト」を通して、いじめ防止教育の取組を全校で実施した。	学校現場で起こるいじめ問題について、すべての学校教育関係者が適切に対応できるようにするため、いじめ防止教育の効果的な取組について検討し、資料や研修を提供することで学校現場を支援する。「いじめ防止対策ハンドブック」をもとに、小・中・義務教育学校のいじめ防止教育を推進する。	継続
第8期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画(R3~R5)								
高齢者	26	高齢者介護予防支援バス運行事業	長寿社会課	高齢者の生きがいづくりや地域交流の促進を図るため、高齢者の団体に対して高齢者バスを運行する。	・市社会福祉協議会にバスの運営を委託し、平日の日帰りできる範囲のバス運行を実施。	・高齢者の生きがいづくりや地域交流の促進を図るため、高齢者の団体に対して高齢者バスを運行した。 運行回数 283回 利用人数 3,719人	高齢者介護予防・地域活動等支援バス運行事業 高齢者の生きがいづくりや地域交流の促進を図るため、高齢者の団体に対して高齢者バスを運行する。	新規
高齢者	27	公共交通機関利用助成事業	長寿社会課	高齢者の団体、各地区公民館を拠点に活動している団体が、地域活動、研修会等に参加するための貸し切りバス等を利用する際に運賃を助成する。	・高齢者団体が公共交通機関・貸し切りバスを利用する際の運賃助成(上限7万円)	・高齢者の団体、各地区公民館を拠点に活動している団体が、地域活動、研修会等に参加するための貸し切りバス等を利用する際に運賃を助成した。 利用件数 38件 利用人数 814人	高齢者介護予防・地域活動等支援バス運行事業 高齢者の団体、各地区公民館を拠点に活動している団体が、地域活動、研修会等に参加するための貸し切りバス等を利用する際に運賃を負担する。	新規
高齢者	28	介護予防教室事業	長寿社会課	介護予防などを目的とした運動教室等の開催	・介護予防などを目的とした運動教室等の開催 ・地域の高齢者等を対象に、健康教育の実施やパンフレット配布等を行い、介護予防に関する基礎的な知識について普及啓発をした。 ・新型コロナウイルスへの感染予防対策を徹底し継続実施	・講座を受託した委託事業者 12者 ・地域の高齢者等を対象に、健康教育の実施やパンフレット配布等を行い、介護予防に関する基礎的な知識について普及啓発をした。 開催回数293回 参加者数 延べ2,260人	・介護予防などを目的とした運動教室等の開催 ・介護予防前講座の委託事業者の増加 ・新型コロナウイルスへの感染予防対策を徹底し継続実施	継続

分野	No.	事業名	担当課	事業概要(目的)	令和3年度事業取組	令和3年度事業実績	令和4年度事業計画	事業継続(選択)
高齢者	29	認知症地域支援・ケア向上事業	長寿社会課	認知症地域支援推進員を中心に、地域における認知症の方とその家族に対する支援体制の構築を図る	・認知症地域支援推進員の配置拡充 ・認知症への理解を深める啓発活動の実施 ・認知症本人の社会参加支援や本人発信の支援 ・認知症の方やその家族を支援する体制の強化 ・認知症カフェの開設や運営に対する支援	・認知症地域支援推進員8名配置 ・認知症への理解を深める啓発活動を31回実施。延602人参加。 ・認知症本人相談員によるピアサポート「おれんじドアとっとり」を月1回実施。家族介護相談員によるピアサポート「認知症介護家族の集い」を月1回実施	・認知症地域支援推進員の配置拡充 ・認知症への理解を深める啓発活動の実施 ・認知症本人の社会参加支援や本人発信の支援 ・認知症の方やその家族を支援する体制の強化 ・認知症カフェの開設や運営に対する支援	継続
高齢者	30	生活支援体制整備事業	長寿社会課	高齢者の社会参加の促進と地域における生活支援サービスの提供体制の確保	・生活支援コーディネーター7名配置 ・個別事例への介入による地域とのかかわりや多職種間連携 ・「鳥取市地域包括ケアシステム推進連絡会」の開催 ・「暮らしを考える会」(住民説明会)の実施	・生活支援コーディネーター7名配置 ・地域資源の調査・ニーズ把握、地域福祉活動への支援 ・「鳥取市地域包括ケアシステム推進連絡会」を月1回開催 ・「健康と暮らしを考える会」(住民説明会)の実施	・個別事例への介入による地域とのかかわりや多職種間連携 ・「鳥取市地域包括ケアシステム推進連絡会」の開催 ・住民説明会の実施	継続
高齢者	31	認知症成年後見制度利用支援事業	長寿社会課	・成年後見制度が必要な人で親族等の申立がない場合に、鳥取市長が申立人となり、成年後見制度の申立を行う。 ・成年後見制度の利用が必要だが、家庭裁判所への後見等の申立に必要な費用を負担することが困難な人に対し、申立費用を助成する。 ・成年後見制度を利用されている方で、経済的な理由により本人の財産から後見報酬を支払うことが困難な方に対し、後見報酬の全部又は一部を助成する。	・成年後見制度市長申立を行う。 ・登記手数料、鑑定費用などの申立費用の全部又は一部を助成。 ・後見報酬の全部又は一部を助成。	・成年後見制度の利用に際して、必要となる費用を負担することが困難な人に対し、申立費用や報酬を負担した。 申立件数 20件 申立費用助成 21件 報酬助成件数 91件	成年後見制度利用支援事業 ・成年後見制度市長申立を行う。 ・登記手数料、鑑定費用などの申立費用の全部又は一部を助成。 ・後見報酬の全部又は一部を助成。	継続
高齢者	32	市民後見人養成事業	長寿社会課	成年後見制度を適切に利用できる環境の確保を目的に市民後見人を養成する	・受講者増加に向けた取り組み ・受講修了者への活動支援	・専門職以外の一般市民に養成研修を行い、市民後見人として活動ができる人を育成した。 ・市民後見人バンク新規登録者 4人	・受講者増加に向けた取り組み ・受講修了者への活動支援	継続
鳥取市多文化共生推進プラン(R3~R8)								
外国人	33	国際交流プラザ運営事業(在住外国人支援事業)	文化交流課 国際交流プラザ	・国際交流プラザで在住外国人が安心して生活するための相談や、リサイクル日用品の提供等の支援を行う。 ・在住外国人と地域住民との交流機会を設けるためのイベント等を実施する。 ・日本語を十分に理解できない外国人住民への日本語指導を行う。	・国際交流プラザの紹介パンフレットを作成、配布 ・日本語指導ボランティア登録者への活動支援 ・にほんごカフェの実施	・外国人住民相談件数(国際交流プラザ) 90件 ・パンフレット200部作成、配布 ・日本語指導ボランティアの集い コロナウィルスにより中止 日本語指導ボランティア活動者 46名 ・にほんごカフェ 年4回 参加29名	・国際交流プラザの紹介パンフレットを作成、配布 ・日本語指導ボランティア登録者への活動支援 ・にほんごカフェの実施	継続
外国人	34	国際交流プラザ運営事業(市民国際理解推進事業)	文化交流課 国際交流プラザ	在住する日本人と外国人が相互に国際理解を深め国際交流を促進することで、住民の意識向上と地域の国際化の推進を図る。国際交流員が公民館等に出向き国際理解講座を開催し、文化や習慣について紹介する。	・外国語講座の開催 ・国際理解講座、交流イベントの開催 等	・語学講座、年3講座 28回 参加34名 ・イースター親子イベント 1回 参加15名 ・国際クッキング教室、年2回 参加25名 ・国際交流員講演 1回 38名参加 ・韓国語の授業(日本語を学ぶ) 11名参加	・外国語講座の開催 ・国際理解講座、交流イベントの開催 等	継続
外国人	35	国外情報発信事業	文化交流課	・国際交流員の配置による国際交流業務の円滑な推進を図る ・地域での国際理解講座、語学講座に国際交流員を派遣し、国際理解を推進する。	ドイツ、中国、韓国の国際交流員を各1名ずつ配置	・ドイツ、中国、韓国の国際交流員を1名ずつ配置 ・国際交流員の外部派遣実績 41回 ・参加者数 499人	ドイツ、中国、韓国の国際交流員を各1名ずつ配置	継続
外国人	36	中央人権福祉センター地域福祉事業【令和4年度新規事業】	中央人権福祉センター	様々な生活課題を抱える人に対し、アウトリーチによる相談支援を進め、社会的孤立状態にある人の自立と社会参加を促す。			地域日本語教室支援事業	新規
鳥取市新型コロナウイルス感染症対策行動計画(R2.3制定)								
病気	37	感染症対策推進事業	保健所保健医療課	感染症の発生時における危機管理体制を平常時から整備するとともに、感染症患者に対する適切な医療の提供を図る。また、感染症の発生動向を調査し、感染拡大の兆候を察知し適切な予防活動を実施する	・診査協議会の開催 ・感染症患者の医療費公費負担 ・各種啓発	・診査協議会の開催:感染症診査協議会48回、結核部会27回 ・感染症患者の医療費公費負担:随時 ・各種啓発:通年	・診査協議会の開催 ・感染症患者の医療費公費負担 ・各種啓発	継続
病気	38	結核予防対策事業	保健所保健医療課	結核の予防・拡大防止を図り、また結核患者に適正な医療を提供するため、研修啓発事業、結核医療費の公費負担、服薬支援を行う	・接触者検診、管理検診の実施 ・医療費の公費負担 ・服薬支援の実施	・従事者研修の開催:未実施 ・接触者検診、管理検診の実施:随時 ・医療費の公費負担:随時 ・服薬支援の実施:随時	・接触者検診、管理検診の実施 ・医療費の公費負担 ・服薬支援の実施	継続
病気	39	がん医療提供体制整備事業	保健所健康・子育て推進課	抗がん剤による脱毛や乳がん手術による乳房切除など、がん治療による外見上の変容に対するがん患者の心理的負担を軽減するとともに、療養生活の質の向上を図る	ウィッグ(かつら)及び補正下着などの購入費助成、脱毛対策ケア用品等について随時申請受付	申請件数 80件(ウィッグ63件、補正下着17件) ※うち鳥取市65件(ウィッグ54件、補正下着11件) 東部4町分15件((ウィッグ9件、補正下着6件) 脱毛予防用品申請件数9件 鳥取市7件、東部4町2件	ウィッグ(かつら)及び補正下着などの購入費助成、脱毛対策ケア用品等について随時申請受付	継続
鳥取市地域防災計画(R3.修正)								
災害時	40	総合防災対策事業	危機管理課	市民への防災情報提供体制の充実、市民、地域、事業所、行政等の連携による「自助」、「共助」、「公助」の体制整備	・防災ラジオの普及・促進 ・ラジオ・テレビ等広報媒体を使つての防災情報発信 ・災害時応援協定の拡充 ・地区防災マップの作成支援	・防災ラジオの普及促進 販売台数 2,191台 ・ラジオ・テレビ等広報媒体を使つての防災情報発信 1,107回 ・災害時応援協定の拡充 4件	・防災アプリの開発・普及・促進・防災ラジオの普及・促進 ・ラジオ・テレビ等広報媒体を使つての防災情報発信 ・災害時応援協定の拡充 ・地区防災マップの作成支援	継続
災害時	41	自主防災会関係事業	危機管理課	各地域自主防災会の活動を支援することにより、災害時に必要とされる「共助」の強化を図るとともに、活動を通じて市民の防災意識向上(自助)に繋げていく。	・防災指導員・防災リーダー育成・支援 ・自主防災会の訓練・研修支援	・防災リーダー育成 88人 ・フォローアップ研修 2回 延べ188人受講 ・自主防災会の訓練・研修 837回実施 ・男女共同参画センターでの防災基礎講座開催 3回	・防災指導員・防災リーダー育成・支援 ・自主防災会の訓練・研修支援 ・男女共同参画センターでの防災基礎講座開催	継続
災害時	42	避難行動要支援者支援制度普及促進事業	地域福祉課	地震や洪水などの災害時において、障がいのある方、ひとり暮らしの高齢者などの要支援者が、地域の「共助」により支援を受けられる体制づくりの推進を図る。	要支援対象者の範囲を絞り込んだ「避難行動要支援者対象者リスト」を作成し、このリストを地域の支援組織(自治会、自主防災組織、民生児童委員、地区社会福祉協議会等により構成された組織)に提供し、要支援者の存在を認識していただくとともに、対象者に対して制度への登録勧奨を行っていただく。	・避難行動要支援者対象者リストを作成して地域支援組織に提供し、地域の共助による要配慮者の避難支援を行った。	要支援対象者の範囲を絞り込んだ「避難行動要支援者名簿情報」を作成し、この名簿情報を地域の支援組織(自治会、自主防災組織、民生児童委員、地区社会福祉協議会等により構成された組織)に提供し、要支援者の存在を認識していただくとともに、個別避難計画の作成に取り組む	継続
災害時	43	災害時における支え愛地域づくり推進事業	地域福祉課	支え愛マップづくりを通じた町内会、集落単位で取り組む災害時の要支援者避難体制及び平常時の見守り体制の構築を支援することにより、身近な地域で安全安心な生活基盤の整備を行う。	県と協調し、引き続き支え愛活動への支援をしていく。	コロナ過により支え愛マップづくり申請団体なし	県と協調し、引き続き支え愛活動への支援をしていく。	継続

分野	No.	事業名	担当課	事業概要(目的)	令和3年度事業取組	令和3年度事業実績	令和4年度事業計画	事業継続(選択)
第2期いのち支える鳥取市自死対策推進計画(R3~R7)								
自死	44	自死対策強化事業	保健所保健医療課	・こころの健康の保持増進を図り、自死予防につなげるために、地域等に向き、講話等を実施する。 ・自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)の啓発強化	・ゲートキーパー養成講座の開催 ・心の健康や自死予防に関する研修会の開催 ・心の健康に関する相談 ・こころと命を守るパネル展 3月、9月実施 ・その他啓発 通年	・ゲートキーパー養成講座:1回 13人 ・自死予防研修会:なし ・心の健康に関する相談 延 2,602件 ・こころと命を守るパネル展 9月、3月実施 ・その他啓発 通年	・ゲートキーパー養成講座の開催 ・心の健康や自死予防に関する研修会の開催 ・心の健康に関する相談 ・こころと命を守るパネル展 3月、9月実施 ・その他啓発 通年	継続
鳥取市地域福祉推進計画(第2次鳥取市地域福祉計画・第4次鳥取市地域福祉活動計画)								
出所者	45	更生保護団体補助金	地域福祉課	保護司会、更生保護観察協会及び更生保護給産会の社会福祉団体の更生保護活動又は奉仕活動を支援し、社会福祉の増進を図る。	犯罪・非行予防事業、更生保護事業等の更生保護活動を行っている関係団体に補助金を交付することにより、更生保護事業の充実を図ります。	鳥取保護区保護司会 560,000円 鳥取県更生保護給産会 22,950円 鳥取県更生保護観察協会 42,500円	犯罪・非行予防事業、更生保護事業等の更生保護活動を行っている関係団体に補助金を交付することにより、更生保護事業の充実を図ります。	継続
生活困窮	46	生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)	中央人権福祉センター	・中央人権福祉センター内にパーソナルサポートセンターを設置し、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し自立相談支援を実施する。	・自立相談支援事業 ・住居確保給付金の支給 ・家計改善支援事業 ・就労準備支援事業 ・学習支援事業	・相談支援事業 新規相談656件 就労支援119人 ・住居確保給付金の支給 195世帯 18,418千円 ・家計改善支援事業 13件 ・就労準備支援事業 7件 ・学習支援事業 11件	・自立相談支援事業 ・住居確保給付金の支給 ・家計改善支援事業 ・就労準備支援事業 ・学習支援事業	継続
生活困窮	47	生活困窮者自立支援事業(就労支援相談事業)	生活福祉課	生活保護受給者に対する就労支援、生活保護受給世帯の児童・生徒に対し学習支援を行う。	・就労支援事業(就労自立促進事業・就労準備支援事業) ・子どもの学習支援事業	・就労支援事業 事業参加者数 延べ219名 うち就労に結び付いた人数延べ60名 ・子どもの学習支援事業	・就労支援事業(就労自立促進事業・就労準備支援事業) ・子どもの学習支援事業	継続
生活困窮	48	職業紹介事業	経済・雇用戦略課	職業安定法に基づく職業紹介事業者として専任の雇用アドバイザーを配置した鳥取市無料職業紹介所を設置し、求職者に対する相談受付や職業紹介など、きめ細やかな支援を行う。	・キャリアコンサルタント(国家資格)を有する雇用アドバイザーを新たに1名配置することにより、求職者に対する相談受付や職業紹介を行うとともに職業能力の開発や向上を支援する。	・雇用アドバイザー1名を配置し、求職者をデータベース登録・管理しながら、求職者の就労相談や企業とのマッチング支援、求人企業の新規開拓などを実施した。 就職者数1人 求職登録者数2人	・キャリアコンサルタント(国家資格)を有する雇用アドバイザーを新たに1名配置することにより、求職者に対する相談受付や職業紹介を行うとともに職業能力の開発や向上を支援する。	継続
その他								
性的マイノリティ	49	LGBTコミュニティスペース	中央人権福祉センター	性的マイノリティの人やその家族等の居場所づくり・交流を目的に開設するもの。本を読む・雑談・悩みの相談など過ごし方は自由としている。	月1回程度開設する。開催場所は申し込み後に申込者のみにお知らせする。	・開催回数:9回 ・延参加者数:32名	月1回程度開設する。開催場所は申し込み後に申込者のみにお知らせする。	継続
インターネット	50	人権教育推進事業(携帯インターネット教育啓発推進事業)	学校教育課	市内の各小・中・義務教育学校において、児童生徒及び保護者、職員を対象に情報モラルに関する専門家による講演を行う。	市内の各小・中・義務教育学校において、児童生徒及び保護者、職員を対象に情報モラルに関する専門家による講演を行う。	児童生徒及び保護者、職員を対象に情報モラルに関する専門家による講演を行った。(開催回数21回)	市内の各小・中・義務教育学校において、児童生徒及び保護者、職員を対象に情報モラルに関する専門家による講演を行う。	継続
インターネット	51	インターネットモニタリング事業	人権推進課	インターネット上の悪質な人権侵害事案を発見し、国・県、関係機関と連携しながら適切な対応を行う。	インターネット上の部落差別を含む差別事象の実態を把握し、対応策の検討、削除要請に取り組む。	・ネットモニタリングによりインターネット上の部落差別やコロナ差別等の書き込みを検索し、差別を助長する投稿は削除依頼を行った。	インターネット上の部落差別を含む差別事象の実態把握、削除要請に取り組む。	継続

犯罪被害者支援制度の充実について

1 目的・意義

犯罪被害者の人権は、誰もが犯罪の被害者となる可能性がある中で、社会全体として、被害者の人権を守り、社会全体で支えていく必要があります。国においては、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として、平成16年（2004年）に犯罪被害者基本法が制定、犯罪被害者施策の総合的・計画的な推進を図るための第4次犯罪被害者等基本計画（R3. 4. 1～R8. 3. 31）が令和2年（2020年）策定されています。

地方公共団体においても犯罪被害者へのより充実した支援が求められている中、鳥取県は、令和3年度から、犯罪被害者見舞金を支給する市町村に対し、1/2を助成する制度を創設。県内では東部4町を含む8町で見舞金制度が導入されています。

本市においても、犯罪被害者が受けた痛みや命の大切さ、支援の必要性への理解を深め、『社会全体で被害者を支え、犯罪を許さない気運の醸成』や、『安全で安心して暮らせる社会づくり』の実現に向けて、犯罪被害者支援体制を整備することとするものです。

2 今後の取組予定

見舞金支給制度を創設し人権施策基本方針第3次改訂に位置付けるとともに、庁内の総合的支援体制を構築することで、人権を守り地域で支えていくという姿勢や方針を明らかにし、速やかに犯罪被害者の生活支援を行えるよう犯罪被害者支援制度の充実を図ります。

現在、「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」に基づく「人権施策基本方針第2次改訂（H30）」で、17項目の人権課題の一つとして「犯罪被害者やその家族の人権」を掲げ、社会全体で支えあう機運を醸成する啓発活動の推進、関係機関と連携した相談やサポートに取り組んでいます。今後は、被害者の生活を即応的に支える見舞金支給制度を創設し、より充実した支援を行うものです。県内4市においては、見舞金制度創設は本市が初となります。

1. 市支援体制の構築 《充実》（別紙1,2）	市の相談窓口を人権推進課と人権福祉センターに設置。被害者の要望や状況に応じ、見舞金の支給や、福祉・住宅・子育て等の窓口につなげ、被害者に寄り添った支援を行う。
2. 見舞金制度の創設 《新規》	当面の生活を支援するため県と協調し見舞金制度を創設、支給する。被害者の支援機関である（公社）ととり被害者支援センターと連携し、制度周知や申請補助等の協力を得る。 《見舞金の概要》 ・ 傷害見舞金10万円（療養1か月以上）うち5万円は県補助金充当 ・ 死亡見舞金30万円（遺族に給付）うち15万円は県補助金を充当
3. 市支援条例の制定	犯罪被害者の支援を総合的に推進し被害の早期回復や軽減を図ることを目的に市犯罪被害者等支援条例を制定し、見舞金についても規定する。
4. 人権施策基本方針の改訂(令和5年度)	令和5年度の第3次改訂において、「犯罪被害者および家族の人権」施策に見舞金制度を加え、恒常的な取組とすることを検討する。

3 スケジュール案

令和4年8月～ 差別のない人権尊重の社会づくり協議会による審議、パブリックコメント実施
12月議会 市犯罪被害者等支援条例案上程、犯罪被害者支援見舞金支給制度の予算措置

鳥取市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (4) 市民 市内で暮らし、働き、学び、又は事業を営む全ての人をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害に苦しめられている等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するに当たっては、国、県、犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体その他の犯罪被害者等の支援を行う者と相互に連携を図るものとする。

(案)

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、心理的な負担に配慮しながら、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し見舞金を支給するものとする。

2 見舞金の支給の対象となる者、見舞金の額その他見舞金の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、犯罪等により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し、福祉サービスの提供その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅（鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取市条例第1号）第2条第1号に規定する市営住宅をいう。）への入居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、二次的被害の防止及び犯罪被害者等の支援の必要性について市民の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年12月 日から施行する。

■ 鳥取市 支援関係部署一覧 ■

鳥取県くらしの安心推進課より照会（令和4年4月7日付け「令和4年度市町村の関係部署一覧」）

支援対象等	名称（支援内容）	手続期間	窓口（担当部署）	電話番号	備考
全般	-	-	人権推進課	0857-30-8071	
遺族等	死亡届	7日以内	市民課	0857-30-8194	
	遺族基礎年金	5年以内	保険年金課	0857-30-8224	
	住民異動届	14日以内	市民課	0857-30-8193	
後遺障がい関係	特別障害者手当	条件等要確認	障がい福祉課	0857-30-8455	
	身体障害者手帳の交付	条件等要確認		0857-30-8454	
	障害基礎年金	条件等要確認	保険年金課	0857-30-8224	
	特別医療費助成制度（障がい者）	条件等要確認	保険年金課	0857-30-8223	
	特別児童扶養手当	条件等要確認	障がい福祉課	0857-30-8454	
	障害児福祉手当	条件等要確認			
精神保健関係	精神障害者保健福祉手帳の交付	条件等要確認	障がい福祉課	0857-30-8217	
医療	自立支援医療費支給制度（精神通院医療）	条件等要確認	障がい福祉課	0857-30-8217	
	自立支援医療費支給制度（更生医療）	条件等要確認			
	自立支援医療費支給制度（育成医療）	条件等要確認		0857-30-8455	
ひとり親家庭の支援	特別医療費助成制度（ひとり親家庭）	条件等要確認	保険年金課	0857-30-8223	
	ひとり親家庭児童入学支度金	条件等要確認	こども家庭課	0857-30-8239	
	ひとり親家庭学習支援事業	条件等要確認			
	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金	条件等要確認			
	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	条件等要確認			
母子家庭等自立支援給付金（高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金）	条件等要確認				
就労支援	鳥取市無料職業紹介所	-	経済・雇用戦略課	0857-30-8284	
	子育て支援	一時預かり	条件等要確認	こども家庭課	0857-30-8238
子育て支援	子育て短期支援(ショートステイ・トワイライトステイ)事業	条件等要確認	こども家庭相談センター	0857-20-0122	
	法律相談	無料法律相談	-	市民総合相談課	0857-30-8181
医療・保健	未熟児養育医療の申請	条件等要確認	保険年金課	0857-30-8223	
	特別医療費助成制度（特定疾病）	条件等要確認			
	特別医療費助成制度（小児）	条件等要確認			
就学関係	就学費用の援助	条件等要確認	学校保健給食課	0857-30-8416	
生活支援	生活困窮者自立支援制度	条件等要確認	中央人権福祉センター (パーソナルサポート)	0857-20-4888	
	生活保護制度	条件等要確認	生活福祉課	0857-20-3476	
住宅関係	公営住宅への一時入居(目的外利用)	条件等要確認	建築住宅課	0857-30-8371	
税の減免	市税の減免	条件等要確認	市民税課	0857-30-8147	
			固定資産税課	0857-30-8156	

鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例の一部改正について

1 背景・目的

鳥取市では、平成 23（2011）年 3 月 25 日に制定した「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」において、全ての市民の人権が尊重され、差別、偏見及び人権侵害のない人権尊重の社会づくりに取り組むことを明らかにし、この条例に基づく基本方針を策定し、人権施策を推進するための事業を実施してきました。

本条例も施行から 10 年以上が経過し、平成 28（2016）年には人権三法が施行されています。また、インターネットや SNS の発達、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、誹謗中傷や差別・偏見等の被害が深刻な社会問題となるなど、昨今の社会情勢の変化に伴い人権課題は複雑化、多様化しています。さらに、企業における人権問題は、労働に関する法令により労働者の権利保護が強化され、ハラスメント防止対策や働きやすい職場づくりのため、事業者による人権啓発の取組が一層求められています。

このように人権を取り巻く状況が変化する中、差別のない人権尊重の社会づくりをめざして、人権施策を一層推進するため、本条例の一部を改正することを検討するものです。

2 改正内容

① 前文

平成 28 年施行の人権三法について前文に明記

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年制定）

○ヘイトスピーチ解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28 年制定）略称

○部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年制定）

② 事業者の役割（第 1 条、第 4 条）

第 1 条で「市民」の中にまとめていた事業者を、市民と分けて明示。

第 4 条に「事業者の役割」を追加し、事業者もより一層、市と協力して人権施策の推進に取り組むことを明確化。

（事業者の役割）

第 4 条 事業者は、事業活動に関わる全ての人の人権を尊重するとともに、差別のない人権尊重の社会づくりに関し、市が実施する人権に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

③ 市の責務（第 2 条）

市の責務として積極的に取り組む人権施策に、下記を追加

感染症、犯罪被害者やその家族、性的指向及び性自認

3 条例改正の手続、スケジュール案

令和 4 年 8 月～ 「差別のない人権尊重の社会づくり協議会」による協議

10 月 パブリックコメント意見募集

12 月 12 月定例市議会に上程、可決後条例施行

生活困窮者の支援について

生活保護に至る前の段階の自立強化を図るため生活困窮者(就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者)に対する措置として、自立相談支援事業や住居確保給付金の支給事業等を実施しています。

○自立相談支援事業 新規相談件数

中央人権福祉センター内にパーソナルサポートセンターを設置し、相談支援員(5名)と家計改善支援員(1名)により、生活困窮者への相談支援事業を実施しています。コロナ禍において相談件数が急増しています。

年度	件数
令和元年度	276
令和2年度	656
令和3年度	656
令和4年度	110

(R4.7月末現在)

性的マイノリティのためのコミュニティスペースについて

令和3年1月より、毎月1回、LGBT当事者のコミュニティスペース(居場所)を定例的に開設し、当事者の「生きづらさ、孤立」などの解決に資する取り組みとして実施しています。

- ・ファシリテーターは、LGBT当事者の相談対応可能な専門相談員(カウンセラー)
- ・生活支援が必要な当事者には、パーソナルサポートセンター相談支援員が対応

○コミュニティスペース利用状況

年度	延べ人数	平均利用人数/回	備考
令和3年度	32人(9回)	3.6	
令和4年度	11人(4回)	2.8	R4.7月末

生活困窮者自立支援制度 案内チラシ

生活困窮者自立支援制度

生活に困っている

仕事が見つからない

家賃を払えない

住む所がない

家族のことで悩んでいる

社会に出るのが怖い

将来が不安

病気で働けない

ひとりで抱えこまずに
まずはご相談ください

働きたくても働けない、
住む所がない、など、
まずはお困り事をお聞かせください。
地域の相談窓口と一緒に考え、
解決へのお手伝いをします。
ご家族などまわりの方からの
相談でも受付いたします。

無料相談

ご相談は、その内容によって次の機関の窓口をお願いします。

【自立相談支援事業について】
鳥取市パーソナルサポートセンター（鳥取市中央人権福祉センター内 TEL 0857-20-4888・FAX 0857-24-8067）
【住居確保給付金の支給について】
鳥取市福祉保健部生活福祉課（TEL 0857-20-3476・FAX 0857-20-3406）

コミュニティスペース チラシ

コミュニティスペース はじめました

毎時(土日祝) 予約不要
1000~1700

セクシュアルマイノリティの人や「そうかも…?」
と思っている人・家族・友人のためのスペースです。

過ごし方は自由

- ・管政の悩みを相談する
- ・お茶を飲みながら雑談する
- ・本を読むなど (性の多様性についての本を用意しておりますのでご利用ください。)

利用案内

利用できるスペースがあり、登録費など内容の紹介ができてよかったです。

参加してよかった、常連にそう思います。

利用の合わせは下記までご連絡ください。
個室は厳守いたします。

鳥取市中央人権福祉センター
tel (0857) 24-8241
fax (0857) 24-8067
メール jin-chuo@city.tohtori.jp.jp

コミュニティスペース

- ・お茶を飲みながら雑談
- ・本を読む
- ・悩みを相談
- ・登録費不要
- ・誰でも参加可能
- ・性別・年齢・国籍・宗教を問わず

利用案内

- ・利用の合わせ
- ・Free